

保育所保育料の改定について

国は幼児教育の段階的無償化を図っており、平成29年度においても、低所得のひとり親家庭等への支援を拡充することとしております。本市で定める保育所保育料について、改定が行われた国の「子ども・子育て支援法施行令」に準拠し、利用者の負担軽減を図るため、「習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則」の一部を改正しようとするものです。

[改定案のポイント]

年収約360万円未満のひとり親世帯等について、保育料負担の軽減を図るため、第1子の利用者負担額の改定を行います。

1. 国の改定の概要

年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料負担軽減を行います。

平成28年度の保育料改定に引き続き、負担軽減を拡充し、第1子の保育料において現行制度からの更なる引き下げを実施します。

2. 本市保育料基準額表改定の概要

国の改定に準拠し、平成29年度以降の保育所保育料の改定を行います。

本市におけるひとり親世帯等の CH1階層から DH3階層区分(市町村民税所得割額: 77,101円未満)に該当する世帯における、第1子保育料の減額を行います。